

契約書

_____（以下、甲とする）と、ぎゅっとポケットスタッフ_____（以下、乙とする）との間で、甲が所有するペットの一時的飼育または、訪問保育・看護・介護（以下、サービスとする）につき、次のとおり契約を締結致します。

1条 契約期間は、____年 ____月 ____日 から____年 ____月 ____日 までとします。

2条 代金及びその支払方法は、別紙「料金表」に記載の通りと致します。

3条 サービスの対象となる動物で、法が定めた検疫及び予防接種等が義務付けられているものは、原則としてそれを受けているものとし、その証明をサービス提供前に乙へ提出致します。

4条 甲または乙は、契約を遂行するにあたり、乙が甲の所有物を使用し保管する必要がある場合には、甲乙協議の上これを定めることと致します。

5条 乙がサービスを行う場合及び 4 条の場合には、乙は善良なる管理者の注意をもって管理を致します。

6条 甲または乙の免責事項、損害賠償については以下のように致します。

- (1) 甲は不可抗力による乙の物品破損・乙のペットの逃亡、怪我、死亡に対する損害賠償、慰謝料の支払いは致しません。
- (2) 甲は乙のペットの高齢・持病・特異体質に基づく発病や、死亡・怪我に対する損害賠償、慰謝料の支払いは致しません。
- (3) 明らかな甲の過失により、乙に損害を与えた場合は、甲の加入保険の範囲内で負担致します。保険対象外の事由については上限 3 万円まで負担致します。
- (4) 契約時に乙が記載する乙または乙のペット情報に虚偽や記載漏れがあり、甲へ損害を与えた場合はその損害額を負担致します。

7条 以下の場合、甲は乙のサービスを受けることは出来ないものと致します。

- (1) 乙の求める書類を甲が提出しない場合
- (2) 甲のペットに対し、乙が高い攻撃性があると判断した場合
- (3) 乙がサービスを提供することで、甲のペットに高いストレスを与えていると判断した場合

8条 以下の場合に該当したときは、相手方は何の告知も要せずに本契約を解除できるものと致します。

- (1) 甲または乙が、契約の遂行に関する事項について、相当の期間を定めて是正を催告したにも関わらず、当該期間内に是正が行われない場合
- (2) 甲または乙に、契約の遂行に関する重要な事項において虚偽告知または告知をしなかったことが発覚した場合

9条 以下の場合に該当したときは、返金には応じないものと致します。

- (1) 甲の事情によりサービスを中断しなければならない場合
- (2) 乙の不可抗力による事故発生時のサービス中断の場合
- (3) 7条に該当する事由が発生し契約が解除された場合

10条 サービスの予約2日前に、サービスの最終確認連絡を乙は甲へ行います。その際、前日の18時までに連絡が取れない場合はサービス中止と判断し、甲は乙へ第10条に定めたキャンセル料を支払うことと致します。

11条 サービスを甲の事由でキャンセルする場合、キャンセル料は予約日の前日より発生することと致します。キャンセル料としては、予約日前日キャンセルの場合、サービス料の50%、当日の場合100%となります。なお、当日キャンセル時の乙にかかった交通費も甲負担とします。

12条 乙の事情により、サービスの遂行が困難となった場合、乙は直ちに連絡するとともに、甲乙協議の上解決するものと致します。

13条 甲または乙は、以下の場合は不可抗力として、双方の責任は免責と致します。

- (1) ペットによる建物及び家財の損傷等
- (2) 乙の管理下でない、甲の所有物の紛失等
- (3) 天変地異や甲または乙の責任に及ばない災害により損害が発生した場合

14条 サービス受託時に知り得た情報は、ご利用者の同意を得ずに個人のデータを第三者に提供することは致しません。個人情報に関する法令、その保管の規範を遵守し、運営致します。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を契約終了まで保管致します。

年 月 日

年 月 日

甲
氏名

乙
ぎゅっとポケット

住所

東京都多摩市貝取1-55-26